

上山市下水道施設包括的管理等事業個別対話に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
1	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	75	別紙7-3			別紙7-3支払表	別紙7-3支払表について【提案書類に基づき記載する。】と記載されていますが、別紙7-3支払表とは、提案書類の【様式4-9-2】参考見積内訳書と同義であるという理解で宜しいでしょうか。 (質問の意図として、サービス対価BとCについては提案価格にて10年間の対価が確定する(物価変動等による改定を除き)と想定していますが、明示された箇所が無いため、その想定が正しいのか確認したいと考えています。)	様式4-9-3「調達管理業務内訳書」及び様式4-9-5「年度別サービス対価の支払予定表」等の提案書類に記載された項目及び金額を基に、各サービス対価の金額及び支払予定額を記載することを想定しています。 また、様式4-9-2、様式4-9-3、様式4-9-4は予定出来高、様式4-9-5は支払予定額を記載願います。 ご指摘を踏まえて、様式集の注釈書きを修正します。
2	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	68	別紙7-1			別紙7-1対価の構成及び支払方法 4. サービス対価の改定及び変更 (1) 物価変動等による改定 ③それ以外の費用について	質問及び意見等の回答のNo. 182及びNo. 183にて、人件費の改定指標について「「「公募開始日である令和8年3月31日時点で公表されている直近」の指標」においては、直近12か月分の指数の平均値に基づくものとします。上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。」とご回答いただいておりますが、事業契約書(案)の③それ以外の費用について、修正いただいております。ご確認くださいませよう、お願いいたします。 人件費については、③それ以外の費用に該当すると理解しております。	質問及び意見等の回答No. 182及びNo. 183において、人件費に係る第1回目の改定基準は、「公募開始日である令和8年3月31日時点で公表されている直近12か月分の指数の平均値」とする旨を回答していましたが、事業契約書(案)別紙7-1の「③それ以外の費用について」への反映がなされていませんでした。 ご指摘を踏まえ、事業契約書(案)を修正します。
3	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	2	第4条		2	「各工事保証基準額」の算出方法について	一工事に係る改築設計業務及び改築工事業務を実施する期間を一単位として、当該改築設計業務及び改築工事業務に係るサービス対価Aの合計相当額を「各工事保証基準額」と規定しておりますが、国補助金の要望額に対し、国の予算の配分額が相違する場合、当該工事の実施が翌年度以降に見送られる可能性があると考えています。その場合、一工事に係る改築設計業務及び改築工事業務を実施する期間を一単位と規定することで、当該工事の実施が遅れた場合、当該工事が完了するまでの期間中、追加的に契約の保証を付す義務が発生し、当該費用の増加が発生する懸念があります。	一工事に係る改築設計業務と改築工事業務はそれぞれ分けて、保証基準額を設定することとします。これに伴い、契約書第66条(当市の損害賠償請求当)及び別紙9(不可抗力による損害等の負担割合)の当該箇所についても、一工事に係る改築設計業務と改築工事業務はそれぞれ分けて、基準額を設定することとします。 また、運転維持管理業務等※と改築設計業務にかかる契約保証金については、当市財務規則第113条の規定に基づく、契約保証金の免除を追加で規定することとします。(※運転維持管理業務等にかかる契約保証金とは、契約書第4条第2項第1号に基づく契約保証金を指す。) ご指摘を踏まえて、事業契約書(案)を修正します。
4	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	22	第44条			2 検査及び引渡し	検査及び引渡しは要求水準書等及び提案書類に定めるところにより実施されると認識しています。 要求水準書別紙16にて、適用する基準が示されていますが、市との協議により、最適な基準を選定するための協議を行うことは認められますでしょうか。	適用する基準について協議することは可能であると考えております。 ご指摘を踏まえて、要求水準書を修正します。
5	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	18	第37条		3	設計業務の実施及び年度実施協定(設計業務)	「ただし、本契約にしたがって年度実施協定(設計業務)を変更する場合はこの限りでない。」との記載ですが、質問回答No. 85にて回答いただいておりますように、「ただし、必要に応じて改築実施基本協定又は年度実施協定(設計業務)を変更する場合はこの限りでない。」と修正いただけないでしょうか。 前年度の予算配分状況、他工事との工程調整に応じて改築実施基本協定の方を都度修正することが重要と考えております。	ご指摘を踏まえて、事業契約書(案)を修正します。
6	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	20	第41条		3	改築工事業務の実施及び年度実施協定(改築工事業務)	「ただし、本契約にしたがって年度実施協定(改築工事業務)を変更する場合はこの限りでない。」との記載ですが、質問回答No. 85にて回答いただいておりますように、「ただし、必要に応じて改築実施基本協定又は年度実施協定(改築工事業務)を変更する場合はこの限りでない。」と修正いただけないでしょうか。 前年度の予算配分状況、他工事との工程調整に応じて改築実施基本協定の方を都度修正することが重要と考えております。	ご指摘を踏まえて、事業契約書(案)を修正します。
7	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)		第59条		1	前払金	貴市に差し入れる前払保証書について、SPCによる発行のものではなく、各受託企業による発行のものとすることも可能でしょうか。	第59条第1項及び第60条第1項の保証書については、同条に定める要件を満たすものである限り、各受託企業による発行のものとすることも可能です。 ご指摘を踏まえて、事業契約書(案)を修正します。

上山市下水道施設包括的管理等事業個別対話に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
8	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	69	別紙7-1	表		別紙7-1対価の構成及び支払方法表 サービス対価の改定の指標	調達管理業務のうち、次亜塩素酸ナトリウム、高分子凝集剤、固形塩素について、「改定対象年度の前年度の4月から3月までに公表された指数の平均値に基づき、下記計算式により算定した金額に見直しを行い、同3月までに改定対象年度におけるサービス対価を確定する。」とあります。当該薬品について毎月の薬品単価を見積もり取得しておくことは、事業実施上煩雑となることから、本項目については平均値ではなく、直近の値としていただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、調達管理業務のうち、次亜塩素酸ナトリウム、高分子凝集剤、固形塩素については、直近の値を採用するものとします。ご指摘を踏まえて、事業契約書(案)を修正します。
9	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	69	別紙7-1	表		別紙7-1対価の構成及び支払方法表 サービス対価の改定の指標	事業契約書（案）（令和8年5月29日修正版）では、保守点検業務の改定指標が「企業向けサービス価格指数：下水道」に変更されています。しかしながら、当該指数は下水道料金を主な調査対象としており、保守点検業務の実勢価格の変動を適切に反映する指標とは言い難いものと考えます。つきましては、改定指標の妥当性について再度ご検討いただきますようお願いします。なお、代替指標としては「企業物価指数（はん用機器）」等が比較の実態に近いものと考えます。	計画的維持管理業務については、機器等の費用を要することを踏まえて、ご指摘の通り「企業物価指数(はん用機器)」を物価変動を反映する指標とするように変更します。一方、保守点検業務については、ご提案いただいた「企業物価指数（はん用機器）」は、機器等の価格変動を捉える指標であり、人件費が費用の大半を占めるため、当該業務の費用の物価変動を反映する指標としては、必ずしも適切ではないと考えます。このため、ご指摘を踏まえて、改定指標を、人件費の変動を直接反映する「賃金指数（毎月勤労統計調査（厚生労働省）時系列表第1表 賃金指数・事業所規模5人以上・調査産業計のうち現金給与総額）」に変更します。
10	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	68	別紙9				「保守点検は浄化槽使用者に対し点検開始を告げてから行うものとし」とありますが、使用者との保守点検日程調整について現状どのような方法を取られているかご教示頂けますでしょうか。	現状は、浄化槽使用者に対して点検開始を告げずに点検しています。点検に際して使用者及び施設利用者からの苦情やトラブル防止に努めて頂きたいと考えております。ご提案を踏まえて、要求水準書を修正いたします。
11	上山市下水道施設包括的管理等事業様式集					様式4-9-3_調達管理	電力単価は小数点以下を含む数値となりますが、現行の様式では整数表記のみとなっておりますので、適切な表記が可能となるよう、様式集の内容について再検討・修正を希望します。	ご提案を踏まえて、小数点第二位まで表記できるように様式集を修正します。
12	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	39	4	5			事業契約終了時の措置として、「民間事業者は全施設・設備を対象に施設機能確認として、継続して運転管理することに支障のない状態(軽微な汚損・劣化、通常の経年変化によるものを含む)であることを確認」と記載があるが、管路に関しても市内の全管路を対象に施設機能確認を行う必要があるのかご教示頂けますでしょうか。	事業期間中に管路施設維持管理業務として業務を実施した範囲に限り、施設機能確認を求めることを想定しております。ご提案を踏まえて、要求水準書を修正します。
13	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	35	5				ストックマネジメント計画にて示した金額を基に、改築実施基本協定を締結するものと理解しています。一方で、契約書第35条に第5項に基づき、当市と民間事業者が別途合意した場合、ストックマネジメント計画に基づき行われる改築工事及び点検・調査に要する費用の総額が、提案書類に記載された金額を超えることが認められると理解しています。そのため、第36条においても同様に、当市と民間事業者が別途合意した場合、対象期間中に実施する改築設計業務及び改築工事業務に要する各事業年度の費用（サービス対価A）の予定額が、提案書類に記載された金額を超えることを許可する規定が必要ではないでしょうか。	ストックマネジメント計画の作成(第35条)にて合意した金額を基に改築実施基本協定(第36条)を結ぶことを想定しており、ご理解のとおりです。ご提案を踏まえて、事業契約書(案)を修正します。